

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱

第1章 総 則

(事業の実施)

第1条 東京都教育委員会（以下「委員会」という。）は、都立特別支援学校、区立特別支援学校、都内に所在する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校及び私立特別支援学校（以下、「区私立特別支援学校等」という。）への幼児、児童及び生徒（以下「生徒」という。）の就学を奨励するため、保護者等に就学奨励費を支給する事業（以下「就学奨励事業」という。）を毎年度実施する。

2 就学奨励事業は、教育基本法第4条に規定する教育の機会均等の趣旨に則り、保護者等が負担すべき経費について、その負担能力の程度に応じた軽減を図り、もって特別支援教育を普及奨励することを目的とする。

3 就学奨励事業は、国庫負担金及び国庫補助金の対象となる事業（以下「国庫補助事業」という。）及び国庫補助事業に付加して東京都が独自に実施する事業（以下「都単独事業」という。）を一体として運用し、国庫補助事業に係る法令及び文部科学省通達等の基本的趣旨を踏まえ、東京都の実情に適合する合理的、かつ、効率的な事務処理体系を定めて実施する。

(要綱の趣旨)

第2条 本要綱は、前条に規定する就学奨励事業を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項について定める。

(用語の定義)

第3条 本要綱で用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保護者等

現に生徒を扶養し若しくは監護する者又は就学に要する経費を負担する者であって、就学奨励費を支給することが適當と認める世帯の代表者をいう。

(2) 児童福祉施設等

児童福祉法に定める児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。）、里親等又は指定療育機関

(3) 施設生

上記、児童福祉施設等に措置により入所した生徒又は委託された生徒をいう。

(4) 世帯

生徒、保護者等及びこれと生計を一にすると認める者で構成する現在の同一生計世帯をいう。ただし、施設等については、児童福祉施設等を世帯とみなす。

(5) 校長

生徒が在籍する学校の校長（これを代理又は代行する職にある者を含む。）をいう。

(6) 所得月額

世帯の全員について、当該年度に納付すべき都道府県民税及び区市町村民税の課税の基礎となった前年中の所得金額（これと同等と認める金額を含む。）等に基づいて算出する金額をいう。

(7) 需要額

世帯の全員について、保護基準額等に基づいて算出する金額をいう。

(8) 受給者

第2章に定める手続を経て、就学奨励費を受給する資格を有する保護者等をいう。

(9) 現物

受給者に金銭に代えて直接又は間接的に支給する有価物で、委員会が適当と認めるものをいう。

(10) 肢体不自由校生

肢体不自由特別支援学校に在籍する生徒をいう。

(11) 重度重複障害相当生

重度重複学級に在籍する生徒及びこれに準じて通学又は移動に当たり付添人の介助等が必要と認める生徒をいう。

(支給対象経費)

第4条 就学奨励費として支給する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 国庫補助事業

教科用図書購入費、学校給食費、通学費、交流実習交通費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費、拡大教材費、音声教材費、ICT機器購入費、修学旅行費、職場実習宿泊費、帰省費、寄宿舎用品費、寄宿舎食費、校外活動等参加費、オンライン学習通信費

(2) 都単独事業

校外活動等参加費、修学旅行費（付添人経費）、補助教材費等、帰省費、ICT機器購入費（新入生用端末）、ICT機器購入費（新入生用）等

(支給要件等)

第5条 前条に掲げる経費の支給要件は別表1のとおりとする。ただし、支給基礎額を月額、日額及び限度額内実費と規定する経費の目途金額については、委員会が別に定める。

2 委員会は、前項本文の規定にかかわらず、制度上又は手続上の制約に基づき、支給要件を一部変更することができる。

3 各経費の支給基準は、委員会が別に定める。

第2章 支弁区分

(受給の申告)

第6条 第4条の規定に掲げる経費の全部又は一部を受給する意思のある保護者等は、毎年

度委員会が指定する次の各号に掲げる書類のうち、必要と認めるものを速やかに校長に提出し、経費の受給を申告しなければならない。ただし、電子申請ツールを使用して申請することにより、書類の提出があったものとみなす。

また、個人番号カードの写し等（行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）を提出することにより、（4）又は（5）の提出があつたものとみなす。

- (1) 就学奨励費の受給にかかる申請書
- (2) 就学奨励費の受給にかかる変更申請書
- (3) 就学奨励費の受給にかかる届出書
- (4) 世帯の所得月額の算定に必要な書類
- (5) 次条第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類
- (6) 支給すべき金額等の認定のために必要な書類
- (7) 支払金口座振替依頼書

（支弁区分の認定）

第7条 校長は、前条第1号から第4号までに掲げる書類に基づき、毎年度各世帯の所得月額を需要額で除した比率（小数点第3位以下切捨て。以下「所得比率」という。）を算定し、次の各号に定めるところにより、世帯の支弁区分を認定する。

- (1) I段階 所得比率が1.50未満と算定された世帯
 - (2) II段階 所得比率が1.50以上2.50未満と算定された世帯
 - (3) III段階 所得比率が2.50以上と算定された世帯
- 2 校長は、前項の規定にかかわらず、委員会が定めるところにより、次の各号のいずれかに該当すると認める世帯の支弁区分をI段階に認定することができる。
- (1) 当該年度又は前年度において生活保護法に基づく保護を受けている世帯若しくは受けていた世帯又は委員会が現に保護に相当する生計状況にあると認める世帯（要保護世帯）
 - (2) 委員会が前号に準じる生計状況にあると認める世帯（準要保護世帯）
- 3 校長は、第1項の規定にかかわらず、委員会が定めるところにより、次の各号のいずれかに該当すると認める世帯の支弁区分をIII段階に認定することができる。
- (1) 保護者等が自ら経費の一部の支給を辞退する世帯
 - (2) 前条第1号から第5号までに掲げる書類において、不正又は不備が発見され、これらを自ら是正しない世帯
- 4 校長は、第1項の規定にかかわらず、委員会が定めるところにより、世帯に相当する児童福祉施設等に措置により入所した生徒又は委託された生徒の支弁区分を施設等に認定することができる。
- 5 校長は、前3項の規定に基づく認定が適正であるとの確認を得た後、支弁区分の認定を報告する書類を委員会に提出する。ただし、委員会が適当と認めるものは、この限りでない。

(支弁区分の決定)

第8条 委員会は、校長から提出された支弁区分の認定を報告する書類に基づき、世帯の支弁区分を決定し、校長に通知する。

2 前項の通知を受けた校長は、決定内容を保護者等に通知する。ただし、委員会が適當と認めるものは、これを省略することができる。

第3章 支出手続

(支給の原則)

第9条 第4条の規定に掲げる経費は、校長が受給者に支給する。

2 前項の支給は、支弁区分の認定後に行う。ただし、委員会が適當と認めるものは、この限りではない。

3 第1項の規定の支給は、委員会が別に定める場合を除き、原則として、年3回の定例払として行う。

(支給方法)

第10条 前条の規定に基づく受給者への支給方法は、委員会が定めるところにより、次の各号の一によるものとする。

- (1) 口座振込による金銭の支給（以下「振込支給」という。）
- (2) 現金による金銭の支給（以下「現金支給」という。）
- (3) 現物の支給（以下「現物支給」という。）

2 前項に規定する現物支給とは、校長が現物を提供する者（委員会が適當と認める会計責任者を含む。以下「提供者」という。）に金銭を支払うことにより、受給者又は生徒に現物を提供することをいう。

(振込支給に係る支給手続)

第11条 振込支給する経費の支出手続は、東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号。

以下「会計規則」という。）第60条及び第61条の規定に基づく口座振替の方法によるものとする。ただし、受給者の請求書は徴せず、支払額調書をもってこれに代えるものとする。

2 前項の規定に基づく事務処理については、委員会が定めるものを除き、口座情報払（集合）による支払事務取扱要領（14会計第291号）に基づき処理する。

(現金支給に係る支給手続)

第12条 現金支給する経費の支給手続は、会計規則第76条第1項第12号、第3項、第4項及び第5項の規定に基づく資金前渡によるものとする。

2 前項の規定に基づく前渡金の精算書類に添付する証明書類は、受給者が発行する領収書を必要とする。

(現物支給に係る支出手続)

第13条 現物支給する経費の支出手続は、会計規則第76条第1項第12号及び第28号、第3項、第4項並びに第5項の規定に基づく資金前渡によるものとする。

2 前項の規定に基づく前渡金の精算書に添付する書類は、原則として、提供者が発行する領収書及び受給者からの購入及び支出に関する委任状を必要とする。

(区私立特別支援学校等への資金交付)

第14条 区私立特別支援学校等に係る支出手続は、第10条第1項に規定するいずれの支給方法においても、原則として、予定額をもって校長へ資金交付する。

(実施要領への委任)

第15条 この要綱で委員会が定めるものと規定した事項及びその他のこの要綱に基づく就学奨励事業の実施に必要な事項については、就学奨励事業実施要領でこれを定める。

附 則

本要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 6 月 5 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。